

A) 監理技術者講習の有効期間が変更

- ◆令和3年1月1日より、有効期間が受講日の翌年の1月1日から5年以内になりました。
- ◆これにより、当該年の業務上都合の良い時期に、いつでも受講できます。
- ◆1月1日～12月31日のいつ受講しても、有効期間は5年後の12月31日です。

【会社のメリット】

- ★当該年度の有資格技術者が一括して受講できるため、資格の有効期限の一括管理、受講もれの回避、受講費用の一括処理など事務の効率化が図れます。

